

社会福祉法人等の介護サービス利用時の利用者負担軽減について (ご案内)

軽減の申出を行っている社会福祉法人等が提供する介護サービスを利用するとき、以下の要件を満たすことを証する本市発行の軽減確認証を提示すると、利用者負担額の4分の1（老齢福祉年金受給権者等は2分の1）が軽減されます。

なお、生活保護受給者は、介護老人福祉施設及び短期入所生活介護の利用における個室の居住費（滞在費）に係る利用者負担額について、全額が軽減の対象となります。

1 軽減対象者

I 市町村民税非課税世帯に属する人で次の要件を全て満たす人のうち、生計が困難な人として市が認めた方

- ① 年間収入が単身世帯で150万円、世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下であること。
※「非課税収入（生命保険を含む）」や「仕送り」等のすべての収入を含む
- ② 預貯金等の額が単身世帯で350万円、世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額以下であること。
- ③ 日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと。
- ④ 負担能力のある親族等に扶養されていないこと。
- ⑤ 介護保険料を滞納していないこと。
※旧措置入所者で利用者負担割合が5%以下の人は原則対象外ですが、ユニット型個室の居住費に係る利用者負担については軽減対象となります。

II 生活保護受給者

2 確認証交付申請に必要なもの

- ・ 申請書 ・ 同意書 ・ 収入等申告書 ・ 印鑑（朱肉を使用するもの）
- ・ 世帯全員の年間収入等を証する書類
(源泉徴収票、年金支払通知書、給与支払明細書 など)
- ・ 世帯全員のすべての預金通帳の写し（令和5年1月1日～申請時）
- ・ 国民年金証書又は証書預証（受給権者のみ）
- ・ マイナンバー確認のための書類（マイナンバーカードなど）
- ・ 来庁者の本人確認書類（運転免許証など）

介護保険を動画で検索できます！
鹿児島市介護保険課のYouTubeで
約30秒の動画を公開中



〈動画の例〉

- 介護認定の流れ
- 各種申請について
- 保険料の納め方

3 軽減の対象となるサービス等

軽減の実施は申出を行っている社会福祉法人等の提供する下記サービスの軽減対象費用が対象となります。

介護サービスの種類	軽減対象費用
訪問介護（ホームヘルプサービス）	サービス利用料
通所介護（デイサービス）	サービス利用料、食費
(予防)短期入所生活介護（ショートステイ）	サービス利用料、食費、滞在費
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	サービス利用料
夜間対応型訪問介護	サービス利用料
地域密着型通所介護	サービス利用料、食費
(予防)認知症対応型通所介護	サービス利用料、食費
(予防)小規模多機能型居宅介護	サービス利用料、食費、宿泊費
地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護	サービス利用料、食費、居住費
看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）	サービス利用料、食費、宿泊費
介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	サービス利用料、食費、居住費
予防型訪問介護	サービス利用料
予防型通所介護	サービス利用料、食費

問合せ先 鹿児島市介護保険課給付係 ☎099-216-1280（直通）

※申請は、各支所の介護保険担当窓口や郵送でも受け付けます。

令和6年5月作成